

第1回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会

第3回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会

化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ

中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第3回）

1. 開会：令和7年3月10日（月）10:00～12:16
2. 開催方法：経済産業省内会議室及びオンライン
3. 出席：（五十音順、敬称略）

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会

赤渕 芳宏                      小川 久美子                      平林 容子  
広瀬 明彦                      本間 正充（委員長）

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ

小野 恭子                      織 朱實                      柿本 章子  
蒲生 昌志                      岸本 充生                      金原 和秀  
須方 督夫                      東海 明宏（委員長） 宮田 知代子

中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会

大塚 直                      亀屋 隆志                      白石 寛明（委員長）  
鈴木 規之                      早川 有紀                      戸次 加奈江

4. 議題

1. 化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について
2. その他

○塚崎補佐 時間になりましたので、ただいまから、第1回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会、第3回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第3回）の合同会合を開催いたします。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、本会合の構成及び委員の構成変更について報告いたします。

本会合から新たに厚生労働省の厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会も加わり、本間委員長、赤淵委員、小川委員、平林委員、広瀬委員にも検討に御参加いただく3省の合同会合となります。また、事務局として厚生労働省も加わっております。

続きまして、委員の変更として、中央環境審議会の委員の改選により、鈴木委員、白石委員の官職に変更があり、その関係で本会合より鈴木委員に代わり白石委員に中央環境審議会化学物質対策小委員会委員長をお務めいただきます。

また、新たに委員として栗生木委員が就任されております。

続きまして、本合同会合の進め方について御説明いたします。

本日は、10時から12時までを予定しており、議事次第の議題どおり進めさせていただきます。

なお、本会合は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議題1として、資料1-1、1-2。その他として、参考資料1、2となっております。過不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

本日は環境省が事務局を担当しておりますことから、本日の議事進行につきましては、白石委員長に進行をお願いいたしたく存じます。

白石先生、よろしく願いいたします。

○白石委員長 白石でございます。おはようございます。御指名ですので、議事進行を務めさせていただきます。

初めに、本日の会議の公開の是非についてお諮りいたします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところでございますが、本日の会議については、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、

または特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○白石委員長 ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開といたします。

なお、公開の会議の議事録は、後日、ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは早速ですが、まず、議題1の化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について、事務局から説明をお願いいたします。

○松下補佐 お手元の資料1-1を御覧ください。

表紙の次に目次がございます。内容といたしましては、第一章から第四章の構成となっております。私のほうからは第一章の検討の背景と、第二章の平成29年改正化審法の施行状況等について御説明をいたします。

1ページを御覧ください。第一章、検討の背景でございます。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律「化審法」につきましては、工業用途で、化学反応によって得られる化学物質を対象とし、人の健康や生態に悪影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的とした法律でございます。

この化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律、平成29年に改正されたものでございますが、その附則第5条におきまして、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」というふうに定められておまして、政府はその施行状況及び必要な措置について検討することが求められているという状況でございます。

こうした背景を受けまして、平成29年改正化審法の全面施行から5年が経過をいたしました令和6年1月以降、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ及び中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会において、平成29年改正化審法に係る施行状況等についてレビューを行い、続いて、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会が加わり、昨今の国内外の状況を踏まえた検討課題を整理し、対応について議論を行ったというふうに検討の背景をまとめさせていただいております。

2ページ目、御覧ください。第二章、平成29年改正化審法の施行状況等といたしまして、

まず、1. に平成 29 年改正化審法の概要をまとめてございます。

改正の内容を 28 行目から記載しておりますが、第一に、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度、いわゆる「審査特例制度」でございしますが、一の新規化学物質の日本全国における製造・輸入量の合計が一定の数量上限を超える場合には数量確認してはならないとされておりますが、この数量上限につきまして、改正前は各事業者の製造及び輸入数量を合計した数量を用いてきたものを、改正により、その環境への排出量を合計した数量に改めることとされました。

第二といたしましては、一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものを「特定一般化学物質」といたしまして、その判定がなされた場合における事業者に対する判定結果の通知、事業者に対する主務大臣の指導、助言等、取扱事業者に対するその取扱いの状況に関する報告の求め、取扱事業者による取引事業者等への情報の提供の努力義務の権限を創設することとされました。

2. を御覧ください。2. では、平成 29 年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果についてまとめております。

(1) は、先ほど申し上げました新規化学物質の審査特例制度における全国数量上限の算定見直しについてでございます。第 1 回検討会で御議論いただき、その際の御意見につきまして、本日の参考資料 1 の 1 ページにまとめております。

それを踏まえまして、三つ目の○に今後の方向性としてまとめてございます。平成 29 年改正化審法により、改正前に比べて審査特例制度に基づく申出件数は約 1 万件程度減少し、また、各事業者が申出を行った新規化学物質の製造・輸入数量の合計が上限を超えた場合に国が製造・輸入数量の調整を行う数量調整の件数も顕著に減少しております。実際の製造・輸入数量から環境排出量の推計においても、制度改正前における環境への影響は変化がないと考えられます。これらのことから、平成 29 年改正化審法の目的であった事業者の予見可能性は一定程度高めることができた一方、制度改正による環境排出量の推計によればその影響に変化は認められず、改正事項は概ね順調に施行されていると評価できるというふうにまとめさせていただいております。

なお、審査特例制度に基づく申出の受付頻度を従前の年 4 回から 10 回に増やすなど、改善も行ってきたところではございますが、制度改正後においても申出の多くは年当初に行われ、その後の申出件数は大幅に少なく、また、審査特例制度に基づく確認数量と実績数量には乖離があるということから、当初想定された都度の必要数量の確認を行って申出を実施するといっ

たことではなく、年当初に過大な数量でまとめて申出が行われている可能性があるということで、こういった実態を踏まえるとともにデジタル社会の実現に向けて、申出の電子化のさらなる促進の方策や受付頻度の見直しなどの審査特例制度の運用実態に即した合理化、こちらを検討してはどうかというふうにまとめてございます。

67 行目からは（２）といたしまして、特定新規（一般）化学物質について記載をしてございます。

三つ目の○以降を御覧ください。今後の方向性でございますが、平成 29 年改正化審法の施行後、合計 25 物質が特定新規化学物質として判定されてございます。これらの化学物質については、その取扱事業者による取引事業者等への情報提供の努力義務等の措置が講じられておりますところ、全ての取扱事業者に対するアンケート結果を実施しまして、その結果によりますと、当該措置、取扱いの配慮ですとか情報伝達等は概ね遵守されており、改正事項は概ね順調に施行されていると評価できるとしてございます。

また、特定新規（一般）化学物質の特性に鑑み、今後も、取引事業者による措置の遵守が求められるといったことから、取扱事業者の実態の把握を定期的に行い、適切な管理がなされるようにすべきである。他の審査特例制度の運用状況の確認等も積極的に実施し、実態把握に努めてはどうかということでもまとめさせていただいております。

その下、（３）といたしまして、改正化審法の附帯決議で指摘されたその他の事項について記載をしてございます。

三つ目の今後の方向性になります。平成 29 年改正化審法の附帯決議におきましては、同法の施行に当たり、①合理的な規制や制度の運用、②WSSD2020 目標の達成、③リスク評価等を踏まえた措置に係る専門家への意見聴取等について、適切な措置を講ずべきというふうにされています。

①につきましては、例えば新規化学物質の審査や上市後の化学物質の審査・評価におけるウエイト・オブ・エビデンスの導入を検討、新たな試験方法の導入や高分子フロースキームの簡素化、QSAR の活用の検討などの化審法の合理的な規制や制度運用に係る取組を進めております。

また、②につきましては、WSSD2020 目標として掲げた三つの目標、一番下に書いてございますが、これらの三つの目標に対して取組状況や達成状況について、2021 年 10 月に開催いたしました 3 省合同審議会において総括が行われ、それぞれの目標に係る進捗が確認され、また、その取りまとめにおいて、引き続き、リスク評価を通じて化学物質のリスクを最小にする取組

を進めていくこととされております。

最後、③につきましては、一般化学物質等のスクリーニング評価及びその結果を踏まえた優先評価化学物質への指定、また優先評価化学物質に係るリスク評価等を踏まえた措置に係り、従前より3省合同審議会において専門家から意見聴取を行い、その科学的知見を踏まえた上で政策判断を行ってきており、こういった取組について、引き続き実施していくこととしております。

以上のことから、附帯決議において指摘された事項につきましても、概ね順調に施行されていると評価でき、引き続き、国内外の情勢や運用実態を踏まえて、制度の適切な運用を進める必要があるというふうにまとめさせていただいております。

第一章、第二章につきましては以上でございます。

○白石委員長 はい。一旦ここで切らせていただきます。

それでは、資料1-1の第一章と第二章に関しまして、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、須方委員、お願いいたします。

○須方委員 おはようございます。御説明、どうもありがとうございます。

私のほうから、59行目から65行目までのところについて、コメントと、それから御検討いただきたい点について要望事項を2点、申し上げたいと思います。

まず、前提としまして、合理化を進めるということに関しては、ここに上げられているような少量新規にかかわらず、化審法全体としてできるところについてはしっかりやっていくということであると思いますので、本件にかかわらず、どういった部分が合理化できるのかということは、不断に検討する必要があると理解しております。

また、ここに書いてございますような過剰な申請、特に悪質な過剰申請については、当然のことながら制度として許されるべきではございませんので、ここについては検討の余地がある。むしろ、ちゃんとその部分については対応していく必要があるという問題意識はおっしゃるとおりと理解しております。

一方で、この文章を読みますと、年間を通じて申請回数を4回から10回に増やしたにもかかわらず、年初に申請が集中しているとあります。この文章を素直に読みますと、過剰申請があるので、そういうふうになっていると読めなくもない。しかし、御承知のとおり、なぜ年初に申請が集中するのかといいますと、幾つかそれ以外にも考えられる理由というのはあるかと思いますが、その一つは、日本の少量新規の制度では、毎年、申請をする必要があり、さら

に、確認通知を取る必要があります。したがって、例えば新年度から事業者が前年度にも製造もしくは輸入をしていた化学物質について、引き続き製造・輸入を行う場合には、次年度4月1日から製造・輸入ができるように、事前に申請をしておく必要がございます。一方で、申請の機会は今時点では1月しかないということですので、いわゆる継続案件みたいなものというのは、どうしてもここに集中します。そういう制度上の問題があるということについては、一つ御理解をいただきたいですし、年初のところに申請が集中するということに触れるに当たっては、考えられる理由をしっかりと書き下していただくとか、正確な表現にしていきたいと思います。

それから、電子化の導入、合理化の一つの手段として電子化を考えておられるという点です。これもおっしゃられるとおりでと思います。実際に前回の改正時だったと思いますけども、年間を通じて4回から10回に申請機会を増やしていただきました。これは、私の理解では、申請に電子化を導入するに当たって、電子申請を推進するために、当時の年4回ではなくて10回に増やすことにより、事業者に対してインセンティブのお取り計らいをくださったというふうに理解をしております。そういった中で、申請件数が少ないから申請回数を減らすというのが本当にいいのかどうかというのは慎重に考えていただきたいと思います。さらに、過剰申請についても、その理由を詳細に確認しますと、いろいろ原因があるように聞いております。

前回の改正のときに、先ほどもございましたけど、1万件ほど申出件数が減ったと。もちろんこれは数量調整がなくなったりとか、いろいろな要因があると思いますが、その一つには、当時、問題になっておりましたような結果的に実績がないにもかかわらず、計画数量を出しているという申請例が減ってきたということで、この点は当時かなり改善されたというような御理解をされていたと理解しています。しかしながら、引き続き、どうしてもまだ過剰申請が残っている可能性があるということが御指摘かと思えます。幾つかの事業者から伺うところでは、枠取りのために実施しているというような、いわゆる悪質なものではなくて、お客様との関係の中で、どうしても次年度、製造もしくは輸入の受注が入る可能性があるという中で、どうしても申請をせざるを得ないというような事情もあるように聞いております。

ですから、申し上げましたように過剰申請がどのような理由で実施されているのかということをごきちり精査していただいた上で、丁寧に御検討いただけたらと思います。ですので、この部分については、申請回数の見直しを検討すると考えるのも結構ですけれども、例えば申請方法等という形で広く捉えて、総合的に検討いただくような文章というのものもあり得るのかなと思います。そういった点についても御検討いただきたいと思えます。

それから最後に、電子化に関し、先ほど申し上げたように、できるところについては、ぜひやっていくというのは合理化の一つの方法であると思いますので、御検討いただけたらと思いますが、一方で、今、なお、書面もしくは光ディスクで申請をされるような事業者さんが、なぜそれに頼らざるを得ないのかというような事情についてももしっかり精査をいただきたいと思います。この部分、場合によっては、やりたくてもできないというような事業者さん、中小企業さんとか、もしおられるのであれば、そういった方々にも耳を傾けながら丁寧に制度については検討いただけたらと思います。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。会場から御質問を受けてから交代ということにしたいと思いますので、今、多分書いてあったのは鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。ありがとうございます。

いろいろ議論がございましたが、審査特例制度の数量上限の見直しについて、これはたしか当初、導入時に随分議論してきた記憶がございますけども、幸いにして調整件数が減るということもあり、かつ環境排出量があまり変化がなかったのも幸いだったと思っております。

ですが、先ほどの議論にもございましたけども、幾つか書いてあることを拝見しますと、必ずしも制度によるというよりは、事業者さんの何らかの努力かオペレーションでたまたま達成されているという可能性もあるような気も伺いましたので、この点については今後とも少し審議いただければ、必要かなと思われました。よろしく申し上げます。

○白石委員長 ありがとうございます。

それでは、2件、お二方から御意見等がございましたので、事務局から御回答を願えますでしょうか。

○石津企画官 事務局から御回答いたします。

まず、須方委員の御意見に関しましてですけれども、まず、申出に関して悪質かどうかについては、こちらのほうでは、2万6,000件についてどれがという把握が少ししづらいように思っております。

見直しに関しましては、おっしゃられるとおり、申出の方法も含めた運用の実態を見ながら合理化を検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

鈴木先生の御意見に関しましては、今後も引き続き実態を把握しながら進んでまいりたいと思っております。以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

須方委員、鈴木委員、よろしいでしょうか。

追加の御意見、御質問等がありましたらお願いします。

Webからはないですか。大丈夫ですか。つながっていますね。

特に御意見、御質問がないようでしたら続けたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料1-1の第三章の部分、その他の主な検討事項についての現行制度の効率化・高度化に関する事項についての説明をお願いいたします。

○長谷川室長 ありがとうございます。目次を御覧ください。第三章「その他の主な検討課題」というセクションにおきましては、今、議論いただいた第二章「平成29年改正事項」以外のことも含めた化学物質管理の課題について記載しているセクションでございます。主に第2回の検討会の議論を踏まえた記載をしてございます。

今から、まず「1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項」について御説明させていただきます。

これ以降の御説明に関しては、今御覧いただいているこの骨子と、お手元の「資料1-2 補足説明資料」にパワーポイントを事務局のほうで用意させていただきましたので、この二つを使いながら御説明させていただきます。なお、これからの骨子の構成は、「関連するこれまでの資料」と「主な委員の意見」の記載の後に「今後の方向性」を書かせていただいております。

それでは、骨子のほうの資料、5ページ、第三章、その他の主な検討課題の1. の1-1、リスク評価のところからまず御説明させていただきます。

まず、①リスク評価の効率化・実効性の向上でございます。

パラ114行目以降でございますが、現行のリスク評価の枠組み、こちらはOECDなど国際的にも評価されており、これまでの取組によって優先的にリスク評価すべき物質についてスクリーニング評価は一通り実施されてきました。一方で、これまでの検討会において、リスク評価の課題も指摘されてございます。例えば、現行のリスク評価の仕組みでは評価が難しいという場合もあること、有害性に関する情報不足のため評価に時間がかかっていること、また、これらの課題を解決するためには、環境基本計画などに示されているような「予防的な取組方法」の考え方を踏まえた評価や管理の仕組みを入れるべきという指摘もございました。

補足資料1-2、4ページ目を御覧ください。過去のスクリーニング評価の状況について簡単にグラフと表でまとめました。

まず、右上のグラフでございますが、これまでの優先評価化学物質としての指定されてきた物質の累積を示しています。平成22年からこの制度が始まりまして、毎年必要な物質の指定

を行っておりますが、ここ数年は概ね横ばいの数物質が指定されているという状況でございます。これは、概ね一とおりのべき物質というものは指定し終わって、毎年、その暴露、有害性の情報に基づいて必要な指定を行っているという状況が続いているという段階でございます。

また、下のほうには有害性クラスの物質数の状況を書いております。左が 29 年、右側が最新のものとございます。傾向といたしましては、長い年度の間で有害性情報は集まってはいるものの、例えば有害性 1 や有害性 2 のように、比較的有害性が高いものであってもまだ残っているものがございます。このため現行のリスク評価の仕組みで補足できないハザードやリスクがあるのではないかと指摘もございました。

1 ページ、お戻りいただきまして、スライドの 3 枚目では、このような課題を踏まえて今後どうするかということがこの下のほうに書いてございます。大きな柱として評価の加速化、また多様な評価軸の導入、そして、それに基づく事業者のリスク管理というような三つのことを考えております。

a. スクリーニングの評価といたしましては、人健康影響や生態影響の両方の視点で評価を行っておりますが、より合理的に評価すべきではないか。また、優先度マトリックスというものを使ってスクリーニング評価をしておりますが、こちらについても様々な制度との整合性を踏まえてその仕組みを再考してはどうか。また、今現在、毎年行っているスクリーニング評価について、先ほど御説明いたしましたとおり、一とおりの実施されて、毎年の追加物質も落ち着いているところから、隔年化などによりデータの充実を図りつつの合理化を検討してはどうかと、このようなことを考えております。

また、b. リスク評価に関しましても、有害性情報や暴露情報についての収集の迅速化、活用方法の検討をしたらどうか。また、リスク評価が停滞している物質への対応についても、さらなる運用改善を進めてはどうかと、このようなことを考えております。

また、最後に c. リスク評価結果についても、事業者への指導・助言などを考えてはどうかということを考えております。

これらの課題を念頭に、別途、検討の場を立ち上げて課題の洗い出しと改善を検討してはどうかということを経後の方向性として盛り込んだらどうかと考えてございます。今申し上げた内容が骨子の文章のパラ 114 からパラ 127 に記載させていただいております。

○田中室長 続きまして、②Q S A R等の新たな評価手法（NAMs）の活用についてでございます。

今後の方向性に関しまして、133 行目から記載をさせていただいております。既存の試験

方法の代替手法として、様々な技術や考え方、評価の方法論等の開発が進んでいるところ、こうした新たな評価の方法論、NAMsに関して、一般的に既存の試験方法と同等の精度……。

○織委員 今入ったんですけど、どこまで話が進んでいるのかしら。

○田中室長 はい、今回、失礼いたしました。資料の1-1の部分を通しでも説明をさせていただこうと考えてございます。

○織委員 はい。

○田中室長 今、この骨子案の行でいきますと、133行目から、今、確認させていただいております。よろしければ、続けさせていただきます。

NAMsに関しまして、この評価、同等の精度・再現性があるわけではないということや、既存の方法に比べて評価のためのコストがかかり得るといった御指摘があります。また、NAMsの活用拡大は、化学物質のリスク評価の合理化・高度化に資する場合があります、NAMsの研究開発を促進することの重要性も指摘されております。

こうした背景を踏まえまして、次のページに参りますが、別途検討の場を立ち上げて、NAMsの概念、特徴の整理、リスク評価への活用可能性の検討、リスク評価結果の活用等を念頭に課題の洗い出し、改善を検討してはどうかとさせていただいております。

ここまでの点に関しまして補足の資料を御用意しておりまして、資料1-2の横長の図のほうでございますが、資料1-2の6ページ目、厚生労働省におきましては、化学物質リスク研究事業において、評価法の確立やOECDテストガイドラインの貢献を目的として、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化・標準化に関する研究も進めているところです。

様々な取組はこちらのほうに一部記載させていただいておりますが、着実に進展をしておりますが、国際的に見ても、全身毒性については、OECDテストガイドラインとして成立をした動物試験代替法がないなど開発途上にございます。

次のスライドにおいては、参考としまして、欧米におけるNAMsの概念の一例を記載しています。欧米におきましては、動物実験の代替や削減に資する広く様々な技術、方法論、またその組合せなど様々な考え方が示されており、国際的に明確に統一をされた概念が確立をしているものではないと認識しております。今後、検討を進めていく中では、こうした実情を確認しながら、NAMsの概念や範囲、検討すべき課題の洗い出しなどを行っていく必要があると考えております。諸外国でのNAMsの実情等につきまして、専門的知見をお持ちの委員がおられましたら適宜御指導いただければ幸いです。

以上です。

○長谷川室長 では、そのままスライドを用いまして、次のセクションについて御説明させていただきます。

スライド9枚目、1-1. ③事業者自らによるリスク管理の向上でございます。

化審査は、国による審査・リスク評価を前提としておりますが、より実効性のある化学物質管理につなげるため、事業者を積極的なプレーヤーとして、このリスク管理に位置づけるべきと、このような指摘がございました。

そこで、現行の国によるリスク評価の枠組みに加えて、事業者から国への有害性情報の提供、事業者自らによる化学物質のリスクマネジメントの推進に関する環境整備やインセンティブを検討してはどうか、このような方向性を考えております。

より具体的な中身につきまして、下のところに幾つか書かせていただいておりますが、事業者自らが評価できるツール、このようなものを国が開発提供するというようなことをこれから進めるとか、また、bのところには、事業者自らがこのようなリスク評価、リスク管理を実施するための奨励・インセンティブづけを国が行うべきではないか。そのためには積極的なリスク評価・管理事例の探索や奨励。また、制度的にインセンティブづけをする施策というものについても考えていくべきではないかと、このようなことを考えております。

また、特に今申し上げました制度的インセンティブにつきましては、後ほど、また別のセクションにおいて単独で項目を用意してございますので、そこで詳細について御説明させていただきます。

骨子のほうにお戻りいただきまして、今申し上げた内容がパラグラフ 148、事業者自らによるリスク管理の向上と、このセクションに記載させていただいております。

続きまして内容が変わりまして、パラ 157 以降に、1-2、審査特例制度などについての記載事項でございます。

まず一つ目として、審査特例制度により確認を受け製造・輸入したものの事後監視に関する事項でございます。

パラ 162 以降でございますが、審査特例制度を利用した事業者に対しての事後監視、これは現在、私どもが立入検査などを行って事後監視を行っております。こちらにつきましては一定程度の効果を果たしていると評価できると承っておりますが、さらなる高度化・合理化というものを行うべきであり、具体的には、従来の検査に加えて、オンラインを活用した検査などの実態に即した方策というものをこれから検討してはどうかと、このような方向性を提示させていただいております。

○内野室長 続いて、1-3、ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応についてでございます。骨子に問題意識を記載しており紹介させていただきます。

171 行目でございます。循環経済への対応が進む中で、資源循環を想定した化学物質管理施策を検討することが必要だと思っております。例えば、使用済プラスチックから作られたプラスチック再生材については、その利用に関する社会的要請が高い一方で、現在は規制対象となっている化学物質を含有することなどにより、循環経済への対応が進まないおそれがあるというところがございます。他方で、「化審法の規制（例えば、不純物の閾値）が循環経済の推進を阻害する可能性がある」との指摘もされているというところがございます。この辺りの背景、少し補足説明資料から御説明をさせていただければと思います。

11 ページからでございます。今申し上げたようなことが箱書きの中に問題意識として記載してございます。

そのほか、指摘いただいている内容としましては、ケミカルリサイクルにおける残渣の有効利用に限界がある、あるいは複数の事業者が協働してケミカルリサイクルを行うことが困難であるといった御指摘をいただいているところです。

また、これまでの会合においては、使用済プラスチックの中には、第一種特定化学物質として規制される前に使われていた難燃剤のデクロランプラスや紫外線吸収剤のUV-328 といった物質が含有する可能性があるとの指摘もいただいているところがございます。

そこで、検討の視点を大きく二つ、固まりとしては三つ御用意いたしまして議論いただければと思っております。

1 点目は、プラスチック再生材そのものについてでございます。使用済プラスチックに化学反応を起こさせずにリサイクルする過程においては、それがフレークですとかペレットと言われる状態（プラスチック再生材）になります。我々、化審法は「化学物質」の製造・輸入・使用を規制する法律でございますが、これらのプラスチック再生材に係る課題は何かというところでございます。

二つ目が、不純物閾値に関するところであります。②-1 でございますが、第一種特定化学物質だけ②-2 に議論を寄せさせていただき、②-1 につきましてはそれ以外の化学物質についてでございますが、化学物質の製造・輸入に当たっては、成分としての割合が1重量%以上であるものについては、それが不純物であっても同定する必要がございます、その性状に応じて、規制を適用してございます。

一方で、先ほど御紹介したような「閾値が極めて厳しい」ですとか、「ケミカルリサイクル

の残渣の有効利用に限界がある」といった指摘に対して、どう考えるべきかといったところでございます。

②-2でございます。不純物として含まれる第一種特定化学物質についてであります。製造・輸入される化学物質に不純物あるいは副生物として第一種特定化学物質が含有する場合は、利用可能な最良の技術（Best Available Technology）、BATの概念を適用しているところであります。

均一性の高い原料から製造される場合と異なりまして、微量成分の含有が一様ではないということが想定されるプラスチック再生材に、不純物として含まれる第一種特定化学物質について、どのように考えるべきかというところでございます。

一つずつ御説明をさせていただきます。

12ページでございます。

まず、プラスチック再生材、現状の解釈でございます。こちら、左下に少し判断フローのようなものを作りましたので、それを御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

使用済プラスチックから作られたものの化審法の適用を考える際には、それが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかを判断する必要があると考えております。その廃棄物に該当する場合は、化審法をはじめとする化学物質関連規制の対象外、それは、すなわち廃掃法、廃棄物処理法で規定されるということでございます。

一方で、使用済プラスチックから作られたものが廃棄物処理法上の廃棄物でないならば、それはいわゆる「プラスチック再生材」でありまして、それが化審法上の「化学物質」なのか、「製品」なのか、いずれに該当するかが判断されるというふうに考えております。

ここの左下のフローの中の赤枠のところでございます。化審法における製品の考え方として、このプラスチック再生材の判断に関連する製品の考え方としましては、右側でございますが、製造・輸入されたものは固有の商品形状を有しているのか、かつ、固有の商品形状が使用の間で組成や形状の変化を伴うのか、というものでして、これに該当しないものが製品だというふうにみなしているというところでございます。

こういった考え方を整理させていただいた上で、プラスチック再生材が、化審法上の化学物質に該当する場合の規制の適用につきまして、次にイメージ図として13ページに整理をさせていただきますので、御紹介をさせていただきます。

まず、水色のゾーンが国外、クリーム色のゾーンが国内というふうに概念をさせていただきます。左上の国外から使用済プラスチックが、プラスチック再生材、これは、すなわち化審法上の

化学物質になった場合に、まず事業者は、第一種特定化学物質を含み、かつ、それが有する機能の発揮を求めているかというところを確認いただく必要があろうかと考えております。

これが、第一種特定化学物質が含まれていて、有する機能の発揮を求めているということであれば、第一種特定化学物質の輸入に該当するというところで輸入禁止になるんですけれども、「NO」という矢印のところがございますが、機能の発揮を求めていないが、第一種特定化学物質を含んでいる場合は、BATの考え方を適用して、3省が確認すれば輸入者が輸入できるということになります。ここから国内に入れば、それ以外に一般化学物質も含め、製造輸入数量の把握ですとか、そういった規制が適用されるということでもあります。

ここで、それぞれ御説明しているところの上に①-a ですとか、②-1 ですとか、そういった符号のようなものがございますのは、この後、御説明させていただく今後の方向性のポイントに対応しているものでございますので、後ほどそれを御参照いただければと思います。

続いて、13ページの下の国内のフローでございます。

使用済プラスチックが、再資源化事業者によって、まずプラスチック再生材、化審法上の化学物質になったというところがございますが、ここも同様に、第一種特定化学物質を含み、かつ、それが有する機能の発揮を求めているかということを事業者は確認いただく必要があると思っています。それが意図してそういうふうに求めているということであれば、第一種特定化学物質の使用に当たるので、使用禁止になりますけれども、そうでない場合については、化審法上の届出は必要ないということになります。

続いて、一番下でございますが、再資源化事業者から作られたものが、そのまま製造者に行って、化学反応を起こさせて化合物を製造するという場合、これは、いわゆるケミカルリサイクルのようなものを想定してございますが、その場合に、いわゆる反応後の残渣の有効利用といった論点ですとか、第一種特定化学物質がこのプロセスにおいて副生しているかというようなことを確認いただき、第一種特定化学物質が副生している場合は、BATの考え方を適用していただいて、3省に報告すると、そういった対応が必要になるということでございます。

これが現行の化審法の整理に基づいた整理でございます。

続いて、14ページ目でございます。

検討の視点の1点目のプラスチック再生材についての今後の方向性でございます。今、御説明を申し上げた内容ですが、「a」からご説明します。輸入されるプラスチック再生材につきましては、様々な形態、例えばフレークですとか、ペレットですとか、また別の形態もあり得るかと思っておりますけれども、化審法上の「製品」に該当しないことから、化審法上の「化学物質」

であり、したがって、その組成の確認ですとか、輸入数量の届出といった化審法上の規制が適用されることを我々としても周知すべきというふうに考えてございます。

「b」は、国内で、使用済プラスチックが再生材になった場合でございますけれども、国内において使用済プラスチックに化学反応を起こさせて得る化合物については、これは明確に化審法上の「化学物質」でございますして、規制が適用されると考えております。

「c」でございます。一方で、国内において使用済プラスチックに化学反応を起こさせずに得たプラスチック再生材、すなわちマテリアルリサイクルを経て得られたものを想定しておりますけれども、これに関しましては、化審法上の届出は不要であるということでございます。他方で、プラスチック再生材を用いて製造される製品の品質管理の観点から、事業者間における情報伝達の取組などによって、より適切なプラスチック再生材の利用が進むことが望ましいというふうに考えてございますし、それを政策的に支援することも重要だというふうに考えております。

ここで下のところ、緑の囲いでお示ししておりますけれども、これは令和7年度から事業として実施しようというふうに考えているんですけれども、国立研究開発法人産業技術総合研究所において、使用済プラスチックのうち安全性の懸念が低いものについて、マテリアルリサイクルへの転換を支援するために、その添加物である化学物質の暴露や健康リスク評価ツールを開発していただくための研究事業に着手いただこうと考えてございます。

こういった取組を始め、マテリアルリサイクルが円滑に進むような政策的支援ということを取り組んでいく必要があるかと考えているというところでございます。

また、これに加えて、使用済プラスチックに含まれる化学物質による問題が生じないように、引き続き使用済プラスチックの分別・回収などの上流側における化学物質の実態というものも注視することが重要というふうにも考えてございます。

続いて、15ページ目でございます。

不純物の閾値についてでございます。先ほど申し上げたように、化学反応を起こさせることにより得られたものに含まれる成分が1重量%以上であるものについては、同定することを化審法では求めておりますが、それが厳しいのかどうかといったところでございます。

これにつきましては、欧州ですとか、米国の化学物質管理制度における不純物の扱い、あるいは国内の労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法などで化学物質の情報伝達方法として用いられるSDS制度における不純物の扱いを確認いたしました。これが表にまとめております。

表においては便宜的に化審法のところ第一特定化学物質ですとか、第二種特定化学物質としたカテゴリをしておりますが、それが、他の法令にそのまま当てはまるというわけではございませんけれども、こちらにお示ししておりますように、指定化学物質である場合は、例えば化管法でも0.1%レベル、あるいは1%レベルで把握をする必要がありますし、海外でもEUの規制においても同様だということが見てとれるかと思えます。

その上で、16ページ目でございます。

続いて、残渣のところ議論を移したいと思えます。残渣でございますが、有効利用ですとか、あるいは複数事業者が協働でケミカルリサイクルを行う場合は、まず複数事業者にまたがった間で、それに含有される化学物質の把握が非常に難しいというところがございます。

これに関しましては、化審法では既存化学物質の名簿というものがございまして、その一般化学物質の中には、ここでちょっと三つほど御紹介しておりますけれども、例えば「コールタールの留分（沸点430～480℃）の水素化による飽和炭化水素」といった分類もございまして、含有化学物質の全てを示していない包括的な名称での分類も既に存在はしてございます。

この点は、海外も同様でして、真ん中の表に示しておりますのは、EUですとか、TSCAのインベントリからでございますけれども、こちらでも溶剤精製した石油の残渣油ですとか、燃料油の残渣といった包括的な名称がございます。

こういった点を踏まえて、不純物の閾値と残渣について、それぞれ今後の方向性をまとめさせていただきます。

まず、不純物の閾値について、でございます。国内における他法令も含めた化学物質の情報伝達も考えれば、化審法において不純物として把握する閾値はこれまでどおり1%を維持すべきと考えております。なお、この1%というレベルは、各国の化学物質管理制度において把握が必要な濃度との関係においても、過剰の措置とまでは言えないのではないかと考えております。

残渣について、でございます。ケミカルリサイクルに伴う残渣等に関して、化審法に基づいて公示されている物質と組成や性状等が同等であることを事業者が示した場合には、それを利用できるようにするといったことが考えられるのではないかと考えております。

続いて、17ページでございます。

今度は、不純物の中で第一特定化学物質について、でございます。不純物として含まれる第一特定化学物質については、国際的に見ればストックホルム条約ですとか、欧州などでは閾値が示されておまして、事業者による管理が行われているというところがございます。我が国

においても、一部の有機顔料に含まれる副生PCBなどについては、管理上限値とする値を示してきております。

ここに三つのPCB、HCB、SCCPについての我が国の管理上限値ですとか、他国の例をお示ししております。

続いて、18ページ目でございます。

こういった状況も踏まえて、今後の方向性というところでございます。2ぽつ目から御説明させていただきます。

海外において第一種特定化学物質に相当する化学物質が不純物として含まれている場合に、閾値で管理していることも参考に、これまでBATで管理している第一特定化学物質のうち、国際的な値が設定されており管理上限値を示しているPCBなどの物質については、不純物の閾値を設定して、適切な管理を実施してはどうかというところでございます。

なお、今後の議論としてでございますけれども、欧州POPs規則の非意図的な微量不純物に関する閾値を分析可能性、リスク、これはヒト健康や環境への悪影響の可能性を判断するための指標というニュアンスでございますが、それと比較した検討資料もございます。こちら表に示してございますけれども、こういった検討資料もございますので、これらも参考にしながら、そのほかの第一種特定化学物質の不純物の閾値も検討してはどうか、とさせていただきます。

骨子の内容は、今、御説明した内容をまとめさせていただきますので、7ページ目の198行目までの内容は、同じものというふうになさしていただければと思います。

その上で、②情報伝達の仕組みでございます。

骨子の7ページ目、200行目からでございます。

こちらについては、204行目から、今後の方向性というところを記載させていただきます。リスクベースの化学物質管理をライフサイクルで行うためには、化学物質の有害性や、製品中の含有に関する情報を着実に製造者から使用者に伝達することが重要であり、かつ、サプライチェーンを通じた化学物質の適正なリスク管理は、グリーン・トランスフォーメーションや、先ほど論点として御説明いたしました資源循環にも必要不可欠であるということが指摘されていると認識しております。

209行目からでございますが、そのため、国際動向も踏まえて、ITシステム等も活用しながら、サプライチェーンのみならず静脈産業や海外も視野に入れた適切な情報伝達制度について、化審法により把握されている情報、それは例えば有害性情報などとさせていただきます。

が、そういったものの活用可能性も含めた検討を進めてはどうかというふうにまとめてございます。

御説明は以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では質疑につきましては、1-1、1-2、1-3と小項目で分けていきたいと思えます。

まず、1-1、リスク評価に関しまして、質問や御意見がありましたらお願いします。

金原先生、お願いします。

○金原委員 この118行目にある、予防的な取組方法という項目がありますけども、これに関しては、各国で、予防的な取組ということに対して、さじ加減が大分違っているところがありまして、そこがやはりPOPs条約とか、そういうところで若干議論になるところでもあります。

そのことを前提にして、今、POPRCとかでどういう議論がされているかということなんですけども、多分今後大きくなるものとして、生物蓄積性が低いものの非常にパーシスタンスな物質というのが、環境中に蓄積して長期にわたり残留し、生物に蓄積するという議論が今されています。

これは、どういう意味かといいますと、生物蓄積性は低いけども、よりパーシスタンスなものは、将来的にはそういうリスクを生むということで、これに関して、POPsとして指定するかどうかは別にして、そういうところを今後考えていこうというふうな流れが今あります。

だから、そういう意味では、その長期にわたって残留するものというのが、制御不能になって、これがリスクを生むというふうに、ヨーロッパを中心にそういう議論がなされていますので、だから、それは日本ではあまりこういう議論が今なっていないと思うんですけども、それを予防的取組の一つの方向性として、今言われているということをここで参考として述べていたということです。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、御質問、御意見をまとめてお伺いしたいと思います。

経産、柿本委員、お願いできますでしょうか。

オンラインですかね。初めにお手を挙げられた。つながっていますでしょうか。

○柿本委員 柿本が発言してよろしいのでしょうか。

○白石委員長 はい、お願いします。

○柿本委員 私も同じ意見でございます、蓄積性のあるものに長期的に暴露し続けるという事

は、避けるべきだと考えますので予防原則の立場にたって進めていくべきと考えます。

専門家の先生方にお伝えするまでもない事ですが、日々新しい知見が世界中で発表されているかと思えます。125行目でしょうか、有害性情報の収集の迅速化と書いていただいていますけれども、ぜひ広く情報を集めていただき、速やかに検討していただき、対策などをたてていただくことを希望いたします。

プラスチック条約の締結について非常に難航しているようですが、毒性の懸念が現時点のところ低くても、長期的な暴露により懸念が、高くなってしまう場合なども考えられますので、プラスチック資源関係のための7年度の事業でツールを開発していただくということですが、様々な考え方もぜひ取り入れていただければと思います。

私ども市民は何となく置いてきぼりを食っているような印象がございますので、広く市民に届くように情報開示と情報発信をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では続きまして、経産の宮田委員、お願いできますでしょうか。

○宮田委員 日化協の宮田と申します。

骨子の142から146行目のNAMsの活用に向けた検討についてなんですけれども、こういったような検討の場を今後設けていただけるとのこと、ありがとうございます。

単純に評価の効率化という観点だけではなく、現行の試験の意義とか、目的の再検討、あるいはこういったメカニズムで現象が起こっているかというのを議論することを通して、化学的な意味のある評価、あるいは評価の妥当性の向上につながる可能性があり、非常に有用と思っております。

そして、この項目で一つ御要望させていただきたいのが、こういったNAMsの活用の目的とか、方針の検討に関しては、化審法全体というよりも評価項目、いわゆるエンドポイントごとに検討を行っていただけると非常にありがたいと思っています。

先ほど資料でも御説明いただきましたけれども、欧米においても、ある程度メカニズムが説明可能で、QSARとの予測の精度が高いようなエンドポイントもあれば、一方では複数の手法を組み合わせても未だに評価が難しいエンドポイントというものも存在します。

また、動物福祉の観点から、脊椎動物の使用数を削減するという目的で、予測というよりも、積極的に新しい非動物系試験開発がどんどん進んでいる分野もあります。

こういったように、エンドポイントごとにかなり方向性であるとか、あるいはNAMsの開発の

状況が大きく異なっております。

ですので、NAMsの課題整理とか、活用に向けた取組においては、エンドポイントごとに検討を行う場を設けていただくと、より効率的、かつ実用的な検討につながるのではないかと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では、環境の鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 はい、ありがとうございます。

1-1のところの予防的な取組方法については、ぜひ御検討をお願いいたします。指摘があって、とは私が言ったことかもしれないので、ぜひお願いいたします。

幾人かの委員がおっしゃいましたが、多分ハザードの面でまだ検討されていないケースがあり得るということについて、恐らく検討の可能性が出てくると。これは暴露の面でもあります。それ以外の面でも多分あり得ると思います。幾つかの面で、これまでの評価で見てきたものの中でも、恐らくそういうふうに見ていた方がどのくらいおられたかは分かりませんが、予防的な取組方法的なことを考えれば、もう少しうまくいったのではないかと思うような事案はあったと思います。ぜひ、これについては、下に書いてありますけど、具体的な検討をされるということで、どのようにやるのかどうか分かりませんが、こういう検討の場を実際につくって、どのような形で予防的に取り組む方法によってリスク評価の高度化、効率化ができるかという検討を含めていただきたいと思っております。

それが1点でして、もう一つは、このNAMsというのは、これはあまり詳しくは申しませんが、NAMsといっても非常にいろんなものが多分あると思っております、ぜひここに書いてあるとおりに丁寧にご検討いただきたいと思っております。

このNAMsというものを活用したいのであれば、私が思うに、リスク評価に活用するというのはあるかもしれませんが、予防的な取組方法という位置づけの中でより活用できるのかと思いますので、それも含めて御検討をお願いしたいと思います。

それから、最後にプラスチック再生材について、輸入されるプラスチック、国内の使用済プラスチックで、少し情報の伝達というのが、輸出と国内でかなり違うというところは、僕は連続的に同じようにやるべきじゃないかというふうに思います。国内に入る瞬間には、確かに1回管理していると。しかし、国内に入った後というものについては、その下に書いてある情報伝達の関連だと思うんですが、輸入だろうと輸出だろうと、それは多分入った瞬間にもう区別がつかなくなるんじゃないかと私は思いますので、同じように共通の情報伝達等の仕組みに乗

せて、きっちり管理していくという方法を目指していただきたいと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、戸次委員、お願いします。

○戸次委員 国立保健医療科学院の戸次です。

123行目のスクリーニング評価の点につきまして、1点コメントをさせていただきます。

既に課題等につきましては、御説明いただいたところではありますが、ヒト健康影響と生態影響というふうなところで、化審法の中では必要な試験法が使われて評価がされているかと思いますが、今後は、各化学物質の物性ですとか、あとは水環境に影響するのか、大気に影響するのかといったようなそういったところも考慮して、各化学物質の特徴に合った試験法などについても御検討をお願いできればと思いました。

もう一点は、196行目の点になります。プラスチック再生材に関連したところではありますが、最後の上流側における化学物質の実態を注視してはどうかといったところになります。ほかの法令などで規定されています化学物質等につきましては、既に市場にある製品中でのスクリーニング評価ですとか、リスク評価なども行われているところもありますので、そうしたところと情報を共有しながら、今後進めていかれるようなところなども検討されてはどうかと思いました。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

続きまして、蒲生委員、お願いします。

○蒲生委員 ありがとうございます。

骨子の116行目ですかね。ちょっと細かいところで申し訳ないんですけども、現行のリスク評価の枠組みでは評価が難しい場合があるというふうに書かれているんですけども、現行制度全般的に何か不備があるというような印象も受けてしまうというふうに思っておりまして、先ほど例えば金原委員が言われたようなことかなと想像したりもするんですけども、少し具体的などということが想定されているのかということを確認した上で、少し書きぶりに関しては、修正いただくのがいいんじゃないかというふうに考えました。

あと、もう一つ、これ、後ろのほうももうコメントが入っているようなので、再生材の件をちょっとコメントさせて……。

○白石委員長 どうでしょうか。先ほどもコメントがあったんですけど。後でいいですかね。

先ほども再々にコメントをいただいたので、また後でお願いできますか。

○蒲生委員 分かりました。

○白石委員長 では、織委員、お願いします。

○織委員 はい、ありがとうございます。

個別の化審法の改正、新規少量物質ですとか、国内的なものについては、十分対応できて、また、GLPなどについても新しい試験法など、よい方向に向かっていると思います。

気になるのは、やはりプラスチックの再生材についての扱いになります。GFCですとか、プラスチック汚染条約で議論されてきたライフサイクル全体を通じて化学物質と廃棄物、それから資源循環の政策をどう調合していくか、調和させていくかということと今の化審法の枠組みの中で議論していくのは、やはりちょっと限界があるんじゃないかということは、そろそろ本格的に議論していかなくちゃいけないかと思っています。

つまり、今の御説明ですと、再生資源として利用する場合も、物理的か、化学的反応かということで、化審法対象にするかどうかという分け方がベースになってくるかと思うんですけども、結局化審法が対象としているのは、人への健康リスクあるいは環境へのリスクというものや、それをどうマネジメントしていくのかということと、再生資源が求めている資源をより有効活用していくところ、環境と安全と、それから品質、それと資源性というものをどうバランスを取っていくかという中で、従来の化審法の枠組みの中で安全性を考えて、今の検査方法の中では、循環の観点から、このチェーンの中に入っているものについて十分カバーできないと思うんですね。

特に製品含有物について、どういうふうにして安全性、品質性を考えていくのか。そのときの分析手法ですね。今までの化審法の分析手法を求めるといのは、ほとんど不可能に近い中で、再生材の品質・安全についての分析手法をどうしていくのか、基準をどうしていくのかということや、これを早く議論していかないと、今回プラスチック汚染条約は法的拘束力のある結論までは至らなかったんですけども、そこにおいても、やはり上流に遡って行ってライフサイクル全体を考えていく、しかも下流まで行こうという議論の中、またGFCの中の議論の中で、いきなりどういうふう国内法化していくというときに対応できなくなってくると思うんですね。

その辺の国際的な全体的なその流れの中で、廃棄物と化学物質の安全と循環性の話というものを今の枠組みの中でどういうふう考えていくかということの議論をぜひしていただきたいと思っています。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

多分1-3に関する議論がメインだと思います。先ほど蒲生委員には、止めてしまったんですけれども、申し訳ございませんでした。

1-3の議論につきましては、後でまとめてやりたいと思いますので、委員の方々、よろしくお願ひいたします。ただいま、1-1のところでございます。

大塚委員からコメントをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○大塚委員 すみません、大塚です。

先ほど鈴木委員が言われたこととも関連していて、似たような話になりますけれども、予防的取組方法の話、118行目に書いていただいて大変よかったと思っておりますが、具体的に何のことを言っているかが、必ずしもよく分からないので、具体的にこの暴露状況について把握していないけれども、ハザードがあるということが判明しているケースについてのある種の科学的不確実性があるケースについての対応が必要だという具体的な話も、もし118行目のところに書いていただけると、大変ありがたいというふうに思いました。

以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、続きまして、早川委員、お願ひできますでしょうか。

○早川委員 すみません、1-3の再生材の話なので、後で、すみません、改めて。失礼しました。

○白石委員長 後で、また挙手をお願ひいたします。

では、経産の須方委員、お願ひいたします。

○須方委員 129行目、具体的には141行目からですが、この辺りは第2回の制度構築ワーキンググループでも、私どものほうから要望事項の一つとして御提案させていただいた内容とも関連しますので、こういった形で取り上げてくださったということについて御礼申し上げます。

加えて、その際にも一言を申し上げましたが、ぜひ、検討に当たっては、関係ステークホルダーを交えて多面的に議論するという御検討いただけたらと思います。

私どももこういった形での検討については、積極的に御協力をさせていただければと思うところです。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では、経産の岸本委員、お願ひできますでしょうか。

○岸本委員 はい。③の事業者自らによるリスク管理の向上のところ、148行目からのところですけど、ここはやっぱり1-1、リスク評価の中なので、後ろの2-2辺りとちょっとかぶるということもあるので、こちらはやっぱりリスク評価のほうをメインに持ってきて、あくまでも自らやるリスク評価に基づいたリスク管理というところをもう少し強調して、154行目から155行目のところに、ちょっとリスク管理とリスクマネジメントの言葉もどっちかに統一したほうがいいと思うんですが、自らのリスク評価に基づくリスク管理というところをちょっと強調したほうがいいと思いましたので、一言だけコメントでした。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、経産の小野委員、お願いできますでしょうか。

○小野委員 小野です。

先ほど岸本委員の御指摘と同じ箇所の148行目からの、この事業者自らによるということについて。まず1点、「リスク管理の向上」という文言は「リスク管理の推奨」という意味かなと思いついておりました。

この③について、今後の方向性としては賛成です。ぜひこれを検討していただければと思います。

この点、私にとっては大きい変化という印象です。現行の、国によるリスク評価の枠組みに加えて、事業者自らによる化学物質のリスクマネジメントを事業者が自らするという事なので、何か手法についても議論が必要だと思います。ある程度ガイドライン的なものを担保しつつ、各事業者がいろんなことをやるという方向なのか。それとも、透明性を高めるためガイドラインを作り、基本的にはそれに則るということなのか。そして、プロセスの透明性はどのように確保されるのかということも併せて、議論が必要と思っておりますので、その辺も検討していく必要があると思ひ、コメントいたしました。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

たくさん御意見をいただいて、時間が大分押しておりますけども、それで、よろしいですか。

では、厚労の本間委員、お願いできますでしょうか。

○本間委員 私のほうからは、先ほどから議論されているQSAR等の新しい評価書、NAMsの活用について少し議論させていただきたいと思ひます。

リスク評価の効率化のためには、こういったQSARやNAMsの利用は非常に重要だと思

います。

ただ、それは効率性だけではなくて、私の理解では、NAMsというのは、単に動物実験を代替するのではなくて、より人に対する外挿性が高い方法であり、これまで以上に科学的な根拠を基にリスク評価ができるということを期待しています。

ただ、ここの中で幾つかのNAMsについては、先ほど事務局のほうから、参考資料7ページで、説明がありました。

現在のNAMsの考え方を見ると、私のイメージでは、リスク評価というよりも、ハザード評価や、スクリーニング評価に主に使われているのが現状で、これをリスク評価にどう使うかということは、私はちょっと思いつかないところです。

本来ならば、ハザード評価やスクリーニング評価にNAMsを利用し、最終的にリスク評価をする場合には、さらに総合的な情報を加えて評価する必要があります。

この場合は、恐らくNAMsというよりは、リスク評価には今言われているAIを使い、より効率的にネット上で氾濫する様々な安全性情報からより信憑性の高い情報を抽出して、それを基にしてリスク評価をするというような、そういったことのほうが今後必要ではないかと思えます。

そのために、NAMsだけでなく、リスク評価には、私は、これからの時代ですので、AIを導入することを考えていただけると、将来的に非常に重要かなと思います。

あと、NAMsに関しては、先ほどの7ページで説明がありました。私はもともとヒト健康影響評価に、NAMsの導入を考えてきたのですが経産省や環境省においては、NAMsというのを具体的にどういったものと考えているのか、ちょっと私の頭の中でイメージがつかないので、もし、どなたか答えていただけたらと思います。

私からは以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、小川委員、お願いできますでしょうか。

○小川委員 化審法のリスク評価では生体への影響について、経口暴露を元に評価してきたと考えておりますけれども、先ほど戸次先生からも大気や、水への影響ということもございましたが、暴露シナリオとして蓋然性がある場合は、吸入暴露の毒性情報とか、そういったことも考慮する必要があるのかどうかということを少し検討に加えていただくことは必要なのかなと思っております。

それは経口からの生体影響と吸入からの影響は全く異なるということもありますので、少し

その辺も御検討いただければと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、赤渕委員、お願いします。つながりませんか。

では、広瀬委員、先に……。

○赤渕委員 すみません。今、赤渕をお呼びいただけましたでしょうか。

○白石委員長 はい、呼びました。

○赤渕委員 ちょっと音声が大分クリアではなくて、すみません。聞き取れずに恐縮でございます。

○白石委員長 はい、分かりました。気をつけます。

○赤渕委員 118行目辺りの予防的な取組方法につきましては、今回この骨子案で取り上げていただいたのは、大変喜ばしいことかと思えます。環境基本法4条の解釈から導かれるというのが行政解釈のようでございますが、より明確には環境基本計画で明記されておりますが、こちら環境政策の基本原則といったような位置づけがされておりますが、当然のことながら、人健康の保護の観点からも重要でありまして、情報の不足からそのリスク評価がスタックするといったことは、可能な限り回避されなければならないことでございますので、ぜひ、このような方向性で検討を進めていただければと思っております。

先ほど、大塚委員が記述内容の明確性について必要だといった御指摘がありました。その点につきましても、私は同意するところでございます。

あと、もう一点、細かい点でございますが、154行目の化学物質のリスクマネジメントといった表記につきましては、先ほど岸本委員の御指摘の中にもあったかと記憶しておりますが、ここでリスク管理ではなくて、リスクマネジメントといった文言が用いられておられるようですが、両者の使い分けがどのように整理されているのかについて御教示いただければと存じます。

以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、広瀬委員、お願いいたします。

○広瀬委員 はい、ありがとうございます。

皆さんがすごく話をたくさん言われたので、これを繰り返してもしょうがないんですけども、NAMsの重要性ということで検討会をしていただくというのは、よいことかというふうに思っ

おります。

その中で、1点、予防的取組方法とか、現状の仕組みでは評価が難しい、あるいはできていないかもしれない可能性ということを考える方法としてもNAMsは結構有効ですので、現状の評価のためのNAMsの理解について新しい未知のリスクへの予測という意味と、特に複合暴露評価に対しては、多分最も重要かというふうに、予防的、将来的には思っています。

最後のほうで、再生材の不純物の問題も多少ありましたが、単品は大丈夫でも複合したらどうなるかという問題は、こういった問題はNAMsとか、AIが将来的に役に立つのかと思いますので、そういったことも検討していただきたいといったことが一つと、すみません、時間がないところではありますけれども、事業者からの自主的な情報提供というところにつきましては、リスク評価としては結構期待しているところです。

最近、私、いろいろな溶出物等の物質の評価をしていくと、結構ECHAのREACHに情報もありまして、文献情報でない情報をたくさん得ることができました。そういうことを考えると、情報を豊富にするということ、あるいはリスク評価を助けるということについても、事業者からの情報提供、それには実はITを用いて簡単に届けられて、有害性情報も入るようなシステムというものを国のほうで、あるいはそれをシェアするような形で評価の効率化にも使われると思いますので、そういった点も検討していただければと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

時間が押しているので、これで最後にしたいと思いますが、亀屋委員、Webからお願いします。亀屋委員、お願いできますでしょうか。

○亀屋委員 すみません。亀屋、呼ばれましたでしょうか。

○白石委員長 はい。聞こえませんか。お願いします。

○亀屋委員 亀屋ですが、よろしいですか。

○白石委員長 はい、お願いします。

○亀屋委員 Webから失礼いたします。

205行目のところなんですけれども、情報伝達の話ではありますが、ライフサイクルと書いてあるんですが、何か少しやっぱ情報がばらばらとしているんじゃないかなという感も否めないと思います。

化審法で把握されている有害性情報なんかの活用の可能性ということなんですけれども、果たしてそれだけなのか、化審法はまだほかにもいろいろな用途であるとか、量であるとか、い

ろんな情報があると思います。

ですので、そういった情報が、やっぱり上流にあります化審法から静脈産業まで、ずっとつながるような形の有害物のマテリアルフローとでもいうんでしょうか、そういったものが把握されていくように、他法令との連携も含めて、ぜひ御検討いただきたいと思っているところであります。

あと、もう一点、これは簡単なことですが、205行目の文章が、ちょっと製造者から使用者、伝達することが重要でありと言って、文章がおかしいのか、あるいはどこか使用者の後に「へ」が入るとか、あるいは何か文言が抜けているのか、ちょっと文章がおかしいので見直していただければと思います。よろしく申し上げます。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

もうたくさんの御意見をいただいて、事務局は大変だなと思います。時間もないので、非常に重要な点について御回答をいただければ、事務局で適宜御回答いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○長谷川室長 はい、御意見をありがとうございます。

基本的には、全ての御意見につきまして、今後のバージョンに向けた修正に反映させていただければと思っております。

幾つか御質問をいただいた点にだけお答えしてまいりますと、赤渕委員から御指摘いただきましたリスク管理とリスクマネジメントの違いですが、まだ文章全体がきちんと書き分けているかは、少し自信がないのですが、国が行っているようなリスク評価の次にどう化学物質を管理するかというのをリスク管理と書いておまして、事業者自らが行う様々な活動として、より広くやっている活動をリスクマネジメントと書き分けているつもりです。少しまだ分かりにくいところがございますので、最終版では、さらに分かりやすく書こうかというふうに思っております。

あと、NAMsに関しての定義について御質問がありました。実は第2回会議でもよく議論になったところがございます、「QSARなどのNAMs」というふうに今書いてございますが、これも本当に一体NAMsとはどういうものまで入るのかというのは、改めて議論せねばならぬと、こういうことを我々問題意識として持っております。それがゆえに、パラ143、NAMsの概念というところで、一体今、このNAMsと言えるようなものはどのようなものがあって、どのような可能性があるか、限界があるかというところをまず最初に整理しようということから始めようとの認識の下で今書かせていただいております。

○白石委員長 よろしいですか。

○長谷川室長 予防的取組に関して多数の御意見、御質問をいただきました。

鈴木委員が端的に御説明されておりましたが、ハザード、暴露、それぞれについてもまだ十分に情報がない中で具体的にどうやっていくかということは、金原委員が御指摘、サジェスションがあったように、新たな特性やエンドポイントというものの観点も含めて様々な意見があると認識しております。この文章におきましては、もう少し一般の方が見ても分かるような形で書き直すとともに、まず、そのような考え方をより取り入れたような施策というものを今後進めていきたいというふうに考えております。

○田中室長 NAMsに関して補足でございますが、様々なもの、技術的なレベル、状況、進展等に差があるということをお指摘いただきました。

我々もそのとおりに思っております。検討の場におきましては、短期的あるいは中期的にできるようなこと、あるいは長期的な視点を持ってやるべきことを分けて議論をしていく必要もあるのかなと思っております。

その中で、参加のメンバーに関しましても、議論の進展であるとか、内容に合わせて適切に検討に加わっていただくことで進めていく必要があるのではないかと考えております。

○内野室長 経済産業省でございます。

先ほど、経産省としてのNAMsというところで、上市後のリスク評価のところでありますけれども、分解性については、補完的に今ある現行法の法定試験をベースにした評価だけではなくて、ほかにも手に入れられるものも重みづけをして評価をしていくという考え方を審議会でお諮りしたばかりというところでございます。

このように、完全に変え切るということではなくて、手に入れられなかった場合において、様々なそれこそQSARの評価結果というようなものも含めて、重みづけをした上で評価をしていくというところで、補完的な評価を続けていきたいというところでございます。

また、小川委員から先ほど頂戴した、吸入のところを考慮するよというコメントでございますが、これはリスク評価の段階で、化学物質の暴露評価において吸入も考慮するよという御示唆であったというふうに理解してよければ、そこについては、化学物質の用途ですとか、どういった暴露経路で体に入るのかといったところは考慮した際に、場合によっては、吸入暴露もシナリオとして設定して評価をしております。念のため申し添えます。

○白石委員長 はい、事務局、よろしいでしょうか。委員の方々もよろしいでしょうか。

では、1-2と1-3ですね。もう1-3の御質問は既に受けているのですが、また御回答

をいただきたいと思います。さらに御質問がありましたら、1-2と1-3を合わせて、最後まで合わせて御質問、御意見があったらお願いします。

織先生から何かコメント、先ほど御意見をいただきましたが、追加でコメントはございますか。

○織委員 そうなんです。申し訳ございません。先ほど、ちょっと聞き取りがうまくできなくて、先走ってフライングしてしまって申し訳ございませんでした。

このリスク評価のところについて、ちょっと追加的にコメントというのを一言だけお願いさせていただきます。

今まさに事業者の情報提供、5ページの辺りのところなんですけど、これ、流れとしては非常に各委員がおっしゃってるようにいいと思うんですけど、サプライチェーンごとに暴露量、暴露データがかなり異なってくるということなので、一概に抽象的に事業者からデータをリスク評価をしてもらって、それをやっていくということを漠として言うよりも、もう既にサプライチェーンごとに、それぞれの暴露データ、あるいはどうやってハザードのデータを費やして、使ってリスク評価をしていくかという企業の自動車を含め、開発も含め、それぞれの取組があるので、そういったものを具体的に入れながらやっていくということと、まさに下のほうにも書かれているQSARからNAMs、これを利用することによって、よりリスク評価ができるということと、こここのところのバックアップをしっかりとっていくということをより明確にしていきたいということと、さらに、サプライチェーンごとに、ある程度リスク評価の事例が出てきたときにどうやって、広瀬さんもおっしゃっていたんですけど、消費者のほうに分かりやすく伝えていくかという、そういうところも事業者の方に配慮していただきたいということ、一つ、コメントとして言わせていただきます。申し訳ございませんでした。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

御意見を参考にさせていただいて、検討を進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、先ほど指名しました蒲生委員からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○蒲生委員 ありがとうございます。

再生プラスチックのところ、ちょっとコメントさせていただきます。

今回の化審法の中で、再生材の輸入それから製造について、国内での扱いがどうなるかというのをかなり緻密に検討いただいたというふうに理解しました。

現時点では、再生材というのは新しい課題として急に関心を呼んでいるところではあるんですけども、将来的には再生材を使った材料の製造とか商品の製造というのが普通になってく

るというふうに考えると、再生材を特出ししたような整理ではなくて、やはりきちっと一般の化学物質管理の中に位置づけていくということが大事なかなというふうに思っております。そういう意味では、今回の試みというのは大変よかったんじゃないかなというふうに思います。

一方、マテリアルリサイクルでは一見すると化学物質管理の網がかからないように見えるところがあり、また、廃棄物かどうかという仕分において廃棄物と見なせるのであれば化審法としては関係ないというとする整理もされています。そういった関連の法令とか、制度とか、そういうものとの関係で、廃プラスチックや再生プラスチックがどう流れていって、実際に問題が起きないかというのは丁寧にケーススタディをこれから積み上げていただくのが重要だと思います。もしうまく回らない部分や新たな論点というのが見つかるようであれば、そこに対する手当を考えていただければというふうに思っております。

以上です。コメントです。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では、手を挙げている順で、小野委員、お願いします。

○小野委員 はい。小野です。

骨子の7ページ、189行目のdについてですが、私もこの「閾値を設定し」という点は賛成です。

こういった閾値がないと、全てBATになってしまうわけですが、BATというのは含有に気づいてしまうと申告しなければならないという、頑張った人に手間がかかってしまう、インセンティブとは別の方向であると感じています。閾値があるほうが、リスクを管理できると考えます。ある程度以下は無視できるとまでは言いきれないかもしれませんが、閾値があるほうが、懸念が低いという目安になると考えるためです。現在、閾値がなく、実は現場でちょっと混乱しているという声も聞いておりますので、ぜひこういった形の導入をお願いしたいと思います。

数値についてはパワーポイントにありますように、デカブロなど、御提案いただいているところを出発点に検討いただければいいのかなと思っております。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、金原委員、お願いします。

○金原委員 情報伝達の仕組みのところ少し意見なんですけども、ちょっと現在PCBの低濃度混入物というところを少しやっているんですけども、やはり1973年に廃止されて、混入物が2000年になっても若干見つかるという、そういうことになっております。

だから、そういう意味でいきますと、何十年たっても低濃度で含まれるものも存在するというので、第一種特定化学物質については、やはり別途考えなきゃいけないのではないかなというように、先ほどの参考資料の11ページですかね、書いてありますけども、そのようなところは厳しくというか、やはりきっちりやらないといけないというのと、それがやはり静脈産業とか分別回収というのが一番大きいとっていて、PCBでもよくそうなんですけど、どこで混入したか分からないというちょっと不明な状況が続いてるというのは、何十年たっても分からないというのは多分最初に混ざってしまったんじゃないかと思っていて、それはやはり分別、回収、それから静脈産業というところが重要ではないかと思っています。

ただ、そこはちょっと化審法とは外れてしまうところがあるので、先ほど亀屋委員が言われていたと思うんですけども、やっぱり有害物マテリアルフローみたいなところを法律の仕組みを超えてやらないと、多分将来何か起こったときにやはりいろいろと問題があるんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、須方委員、お願いします。

○須方委員 196行目から198行目の、f. のところについてコメントをさせていただければと思います。

196から197行目のところに、「問題が生じないように」ということで、この辺り、私どもの第2回制度構築ワーキンググループで、循環経済を進めるに当たって、問題点については、顕在化されてからではなくて潜在的なものを掘り起こして前広に検討いただきたいと申し上げていたところですので、ぜひ、御検討いただけたらと思います。

それで、1点、197行目の中盤から後半にかけてですが、「分別・回収などの上流側における化学物質の実態」と書かれております。この上流側ということは、今までのいわゆる直線的なサプライチェーンをイメージする方が多いと思います。

一方で、循環経済を進めるに当たって、まさに循環するというイメージの中では、例えば最近であれば、動脈側と静脈側とか、いろいろな表現というのがあろうかと思っています。ですので、例えば静脈側ですとか、あるいはサプライチェーンの川上に加えて、川中、川下も含めて全てのステークホルダーですとか、誤解のないような形で丁寧に書き下していただければと思います。

以上です。

○白石委員長 はい。ありがとうございます。

では、広瀬委員、お願いします。

○広瀬委員 はい、ありがとうございます。

ちょっとどこのセクションというのはちょっと難しい。1と2、1-2、1-1と1-3にわたるかもしれませんが、ライフサイクルの中の混入物の話ばかりに注目がいつていますが、再生処理の過程で、さっき言ったように廃棄物が出てしまうといったところは、元の化学物質の評価に反映させるべきで、今現在、私の記憶ではプラスチック等に使われる化学物質の排出係数が小さいという評価を最初のスクリーニング評価からしていますが、これは長い50年の目で見ると、排出係数は結局環境に出てしまうことを考えると、プラスチックに入れたとしても排出係数は1近くにしなければならぬのではと思います。

リサイクルしているものについてはもう一回戻ってくるので、それは排出係数を下げてもいいですけど、排出係数を下げるためにはリサイクルを増やすということが必要かというふうに思うところであります。

そういった観点で、ライフサイクルのアセスメントの中では、プラスチックのリサイクルも含めた形でのライフサイクルアセスメントというのをつくっていただいて、産総研のほうでは、プラスチック再生の話のリスク評価のプロジェクトが立ち上がっていますけれども、これは出発が再生プラスチックですけれども、大本からいくと、化学物質は環境にどのぐらい負荷するかというのがあると、結構50年単位、100年単位のリスク評価になると思いますけれども、そんなことも検討していただければというふうに思いました。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、粟生木委員、お願いします。

○粟生木委員 御指名、ありがとうございます。地球環境戦略研究機関、粟生木でございます。今回から初めて参加させていただきました。

日頃、国際動向を循環経済の観点から追っているところ、ライフサイクル全体を通じた物の使われ方というか、生産と消費の在りようが問われているように思います。その点で、今回使用済プラスチック等に含まれる化学物質に関しまして、化審法を超えたところにまで言及いただいたことは、非常に画期的でありがたい議論だと思っております。

既に御指摘がありましたけれども、今回化学物質の有害性のみならず、どのように再生プラスチックが使われて循環していくのかというところで、循環性にも着目する必要があるかと思

います。それ、すなわち、使用済の観点だけではなくて、通常の製品、生産のところにどのように化学物質が使われ、それがどのように効果的かつ効率的な資源循環にたどり着くのかといった観点です。

そのためのツールというのが、情報伝達の仕組みだと思えますけれども、この観点で静脈産業のところ、比較的規模の小さい企業が多いため、様々に例えば含有を分析する仕組みであるとか、情報を伝達する仕組みのところにおいて、様々な政策的支援というのが非常に必要ではないかと思っております。その点、お願いできればと思います。

次に、今回使用済プラスチックに着目して見ていただいておりますけれども、例えばプラスチック条約の観点で、プラスチックが別の何かに代替したときに、代替した製品において、プラスチックで得られていた機能を発揮するために生産加工段階で使われる化学物質にも留意する必要が将来的にはあるのではないかと考え、その点、御留意いただければありがたいと思います。

最後に、先ほど委員からも御指摘がありましたけれども、197行目の使用済プラスチックの分別・回収の上流側というところ、まさに循環経済のところ、上流側というところ、製品、製造を発想しますので、これから様々なステークホルダーが関わるのところ、誤解のないような表現、例えば使用済プラスチックの分別・回収などを含む中間処理の段階といったような表現であれば、誤解がないと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、早川委員、お願いします。

○早川委員 ありがとうございます。

プラスチック再生材について、ほかの委員からも度々指摘されているように、今後リサイクル量が増えていくとか、増やしていくという方向性を考えると、何にどのように使われているのかということがより一層大事になるのかなと考えます。

そのときに、情報伝達の精緻化のみではやはり不十分で、特に食品や、おもちゃなど消費者に直接触れるものについて、用途規制も含めて検討すべき時期に来ているのではないかと考えますので、もう少し化審法で何ができるのかとかということを考えていくとよいのかなと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、東海委員長、お願いします。

○東海委員長 はい、ありがとうございました。御説明があった内容は大変よく理解することができました。

細かい点で1点だけ付け加えたいんですけども、このように、資源循環の過程を入れていくということは、これまでのリスク評価に対してかなり大きな転換をすることになると。すなわち、そのフローも見ていた世界から、ストックを見るということに、相当大きな舵を変えたということになりますので、その分野、いわゆるストック管理に関しての相当な研究実績もごございますので、ぜひ研究セクターと連携を取りながら、推進していくことが必要かと思えます。

それから、その場で、先ほど詳しく御説明をいただきましたけれども、再生材の化審法上での扱い方を詳しく説明いただきましたけれども、どのケースがどの場合に当てはめられるのかというさばきがとても大事かなと思えました。その意味では、現行のリスク評価のいわゆる段階的なリスク評価、マトリックスを使って、まずは大づかみに把握して、そしてデータの充足状況をみながら詳細にするべきところを確認するという、そういう思想がありますけれども、その思想部分を継承した形で新しい問題にも十分対応していけるようなストーリー、構成になっているのではなかろうかと感じた次第です。

以上、コメントです。以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 はい、ありがとうございます。

この情報伝達の仕組みということについて、考えておられるかもしれないと思いつつですが、特にプラスチック、あるいは再生材での資源循環と化学物質管理をともに行うということで、私は情報伝達が本質だと思いますが、一方で、完全な情報伝達が実行可能であると思えないところは当然ありまして、情報伝達と何らかの意味での化学物質なのか製品なのか、チェック機構というものを同時に入れていくという仕組みが恐らくないと、検証しながら進むということをししないと、進まないんじゃないかなと思っておりますので、御検討いただければと思います。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、大塚委員、お願いします。大塚委員、聞こえますか。

○大塚委員 すみません、恐れ入ります。

3点ほど申し上げさせていただきたいと思えますけども、210行目の適切な情報伝達は大変結構なことだと、やらなくちゃいけないことだと思っています。先ほど亀屋委員もおっしゃっ

たように、有害物質、あるいは難燃剤が含まれている度合いとか、そういうのもこの中に入っていて、例えば再生材のプラスチックの利用の際に、この情報伝達は極めて重要だと思われます。91行目にある閾値との関係で、不純物がどのくらい入ってるかということも、その情報伝達の中に含めていかなければいけないのではないかと考えております。

これがその後の循環との関係で極めて重要になってくるということは、先ほど来、いろいろな委員の方がおっしゃっているとおりでございますので、現在は任意であることをお考えだと思いますけど、将来的には制度化をしないと、この正確性が非常に重要になってくるのではないかと思います。そういう意味で、もし虚偽の記載をした場合には、何らかの罰則をつくるのか、過料にするとかという話も考えないといけないのではないかと思います。

ちょっとそれとの関係もありますけれども、スライドの12枚目にありますところだと、廃棄物処理法上の廃棄物かというのがまずあって、プラスチック再生材というふうに、その後になっていますが、プラスチック再生材を作った後でも、残念ながら有害性が非常に高く、廃棄物になってしまうものも出てくるかと思えます。廃棄物の総合判断説の中に有害性は判断要素に入っていますので。

スライド13だと、例えば上のほうで、マテリアルリサイクルとの関係で、YESのところで使用禁止になっているようなものも廃棄物になるでしょうし、ケミカルリサイクルをした場合でも有害性が高く廃棄物が出てくる場合もあるのではないかと思いますので、ちょっとその辺がこの図を描くときに注意したほうがいいのかなというふうに思っておりました。

あと、これは質問ですけど、スライド13で、②-2ところで、第一種特定化学物質が副生していればということで、新たに副生している場合はBAT報告が必要とされています。これについては、BAT報告が必要というのはいいんですけども、BATを満たしてさえいればいいということではもちろんないと思えますけれども、すみません、この根拠条文を教えてくださいとありがたいです。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、最後にしたいと思います。織委員、追加でコメントはございますか。

○織委員 ありがとうございます。先ほど、ちょっと品質と安全と国際動向についてコメントを入れさせていただきました。今回、やっぱりプラスチックの再生材について、何人かの委員の先生もおっしゃっていますが、リスク評価の観点のところから一言コメントを入れさせていただきたいと思えます。

静脈を入れるということは、より今までよりかはるかに多くのステークホルダーが出てくるということになってくると思うんですね。そうすると、もちろん亀屋先生がおっしゃったように、ハザードの情報、有害性の情報を統一的に流すということもあれなんですけど、量とかもまちまちになってくるという、暴露データについてどうしていくのかという、LCA的に評価をしていこうとなってくると、例えばこの暴露データについてそれぞれのサプライチェーンごとに係数をつくっていったら、大まかでもいいので、大体この再生材を使っていくところのリスクはこうだということを具体的につくっていかないと、なかなか、文章ではこういうふうに言えるんですけど、実際に機能していくのは難しいのではないかなという印象を持っています。

そういう意味では、一つ、グッドプラクティスというわけではないんですが、幾つかの事例をつくりながら、大体これぐらいの使用用途に基づいてこの有害性データを使いながら、リスク評価はこれぐらいできるという中で、その品質と安全性というものは、再生資源という観点から調和を取るといような、そういう一つ一つ積み重ねていくということが必要になってくるのではないかと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、熱心な御討議をありがとうございました。

時間がもう尽き果てようとしているのですが、申し訳ございませんけど、時間を少し延長させて、最後まで御意見を伺いたいと思いますので、多分20分ぐらい延長が必要かなという今印象ですが、事務局から今いただいた意見について、簡潔に要点をそれぞれ御回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○内野室長 様々な御示唆をありがとうございました。

表現ぶりなどにつきましては、いただいた御示唆を反映させていただきたいというふうに思っております。

それで、大塚委員から頂戴したBAT報告というところについての根拠でございますけれども、化審法においては運用通知を出させていただいておまして、その3-4に、「不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い」がございます。そこに、第一種特定化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、それが環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ、または動植物の生息、もしくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が、ここがBATでございますが、工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるとき、というところでございます、これについて、ちょっと事業者さんから3省に報告をいただいているというところがございます。

それ以外の廃棄物は、私どもが今13ページにお示したプロセスの途中でもなり得るという御示唆につきましては、おっしゃるとおりと思っております。

○白石委員長 よろしいですか。追加で、事務局、よろしいですか。

○大塚委員 ありがとうございます。恐れ入ります。

○白石委員長 大塚委員、ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間を延長させていただきまして、続いて資料1-1の第三章の2、その他の化学物質管理に関する事項についての説明をお願いします。

○塚崎補佐 はい。環境省、事務局でございます。

では、213行目以降のエリア、その他の化学物質管理に関する事項について説明させていただきます。

まず、2-1、諸課題への対応として、一つ目が①PFASに関する対応の方向性となっております。こちらについては、219行目から今後の方向性が示されておりまして、223行目により、今後の対応、取組の方向性をお示ししているところでございます。申し訳ございませんが、個別項目の読み上げについては割愛させていただきます。

続きまして、229行目、国際条約への対応です。こちらについては、今後の方向性として、233行目からのパラグラフでございますとおり、プラスチック条約などの関連する国際条約や化審法における有害性評価等に基づき、適切な化学物質管理の在り方について検討してはどうかとしております。

続いて、2-2、①化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブです。こちらについては、224行目より、今後の対応の方向性をお示ししておりまして、化学物質のリスク評価やより安全な化学物質の開発など、化学物質管理に取り組む事業者の企業価値が向上し、評価されるような施策を進めてはどうかとしております。また、名称公示までの期間に差を設けることを検討してはどうかとしております。こちらについては、経産省のほうから補足がございます。

○石津企画官 経済産業省から、補足を御説明させていただきます。補足説明資料を御覧ください。

補足説明資料の21ページに、化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブとして、名称公示までの期間の見直しということで、スライドを入れさせていただいております。

これまで届出のあった新規化学物質については、審査結果の判定を受けた場合、同一の化学物質について、その後、届出を行ったもの以外の者も再び届出をしなければならないとするこ

とは過剰規制であると考えられることから、名称を公示し、届出対象から除外することとしております。

現状、試験費用を負担した届出者（先発者）と負担しない後発者の競争条件を勘案し、一般化学物質に該当するものは判定通知から5年経過後に名称公示を行っております。5年がたつ前にも優先評価化学物質に指定された場合は、遅滞なく公示することとされております。

国際的に、化学物質のリスク評価やより安全な化学物質の開発など化学物質管理に取り組む事業者が市場で評価されるような仕組みの構築が注目されています。化審法においても、名称を公示する必要性と競争条件を著しくゆがめないための配慮の必要性の現状を確認の上、例えば、確認できるリスクに応じて名称公示までの期間に差を設ける、5年よりも延ばすといった方法を考えてはどうか。

こちらを事業者へのインセンティブということにしてはどうかということで、御提案させていただきます。参考として、各国における名称公示の期間をつけさせていただいております。

事務局からの説明は以上です。

○塚崎補佐 では、続きまして、骨子案本文の251行目に戻らせていただきます。こちらは、化学物質管理に関する人材育成となっております、こちらについても、255行目から今後の方向性が示されておりました、化学物質管理政策の一環として、専門家を育成するための施策を検討してはどうかというような内容を記載してございます。

続きまして、260行目がパートナーシップや能力開発となっております、261行目がそのうちの一つ目、国際的な枠組み等への貢献でございます。こちらについては、国際的な化学物質管理全体の取組が進展していく中で、我が国の知見や経験をこれらの取組に対して積極的に貢献してはどうかという内容を記載してございます。

続きまして、269行目がステークホルダーとの対話となっております、こちらについても273行目にございますとおり、様々なステークホルダー間で化学物質管理に関する共通理解を深め、各主体の好循環を見出すために政策対話、各種セミナー、パブコメなどあらゆる機会を通じて、各主体の対話を促進させるような取組を実施してはどうかとしております。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、2. その他の化学物質管理に関する事項に関して御意見、御質問がありましたら、お願いします。

金原委員、お願いします。

○金原委員 これも情報ですけども、昨年のPOPRCで話し合われたこととして、ショート系PFASとして、C4のPFBAとか、PFBSというのが報告というか、討論されたというところでありま。その中では、PFASを議論する新規の国際会議というのが、これはスイスからですけど、提案されて、それがどうなるかはちょっと分からないですけども、そういう提案ももう国際会議でなされているというような状況であります。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、Webからですか、見えないんですが、織先生、お願いします。

○織委員 すみません、ごめんなさい。これは間違いです。下ろします。失礼しました。

○白石委員長 では、大塚委員、お願いします。

○大塚委員 どうも、恐れ入ります。

244行目から始まっているところなんですけども、私も先行者利益を重視するとか、確保するというのは、競争条件の観点から極めて重要だと思っていて、化審法の2009年改正の前の審議のときにも、審議会でその発言をさせていただいたことがあります。リスク評価に関しては、先行者に関して何らかの利益を与えるというのは結構大事だと思っています。ただ、より安全な化学物質の開発をした場合に、名称公示を遅らせるというのは、社会とか公共の利益とかの関係から見ると、若干おかしい話になりますので、これに関してこの名称公示までの期間を遅らせるというのは、ちょっと公共の利益と反するのではないかという問題が出てくるんじゃないかと思っています。

諸外国でやっているところもあるようなので、いろんな考え方があるんだろうとは思いますが、先行者利益を確保する方法は別に考えたほうが本当はよくて、名称公示までの期間を空けるといのは、やり方としては、公共との関係でかなりまずいのではないかということを一言申し上げさせていただきます。恐れ入ります。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では、蒲生委員、お願いします。

○蒲生委員 ありがとうございます

名称公示の期間というのは、インセンティブとしては問題があるんじゃないかという指摘もありましたけれども、一定程度理解できるんですが、資料の中には、リスク評価とかを積極的に行うインセンティブとして、事業者が市場で評価されるような仕組みというところが言及さ

れています。もし今の段階で何かこういったようなことという案とか、あるいは受けている要望でもいいんですけども、何かあるようであれば、共有いただければと思います。

○白石委員長 では、経産の小野委員、お願いします。

○小野委員 はい、小野です。

PFASの件について。書きぶりの、表面上のことだけなのかもしれませんが、226行目、「国際条約で規制対象となったPFASは随時規制対象とする」という表現は、対策を後追いで行う、と感じさせると誤解を招くかもしれないなと思いました。恐らくですが、国としてきちんとリスク評価の考え方を出して、後追いじゃなく管理していくという方向性で進める、と理解しているところなので、書きぶりの御検討をお願いしたいと思いました。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、赤淵委員、お願いできますでしょうか。赤淵委員。

○赤淵委員 はい、赤淵でございます。ありがとうございます。

PFASに関する記述に関する219行目以下、227行目までの中でございますが、今般の第6次の環境基本計画におきますと、PFASに関しては一般的な国民の暴露状況の経年変化等を把握するための血中濃度調査や環境モニタリングを実施するというような記載があるようでございまして、この点、人の健康、生命の保護といった観点から大変重要な国の取組かと思われま。そうしたことについても、今後、恐らくは環境省、あるいは厚労省等が中心となってお進めいただけるものと認識しておりますけれども、大変重要な内容でございまして、国民の現在PFASに関する懸念にも、国として答えるための重要な施策と思われま。ので、もし可能であれば、今回、この取りまとめの中にも記載、言及いただけると大変ありがたいかなと、このように考えております。

以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、Webから大塚委員の手が挙がっておりますけれども、追加で御意見、いかがでしょうか。

○大塚委員 すみません。さっき、多分座長だと思うんですけども、244行目以下のところで私が先ほど発言したこととの関係で、公共の関係で問題があるならほかにもどういう方法があるかという御示唆をいただいたと思いますが、一つの方法としては、基金のようなものをつくって、そこに業界から拠出をしていただいて、先行者にお渡しするとか、そういう方法もあると思います。リスク評価に関しても多分先行者に関して、そういうやり方もあると思いますけど

も、実際にできるかどうかは考えないといけないと思いますが。

以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

では、須方委員、お願いできますでしょうか。

○須方委員 はい、名称未公示期間の延長という部分については、こちらも、前回、第2回の制度構築ワーキンググループで、私どものほうから要望事項の一つとして提案させていただいたところがございますので、1点、添えさせていただければというふうに思います。

未公示期間をある程度延長した場合には、一番の問題であるのは、例えば5年を10年にした場合には、言わばこれまでに比べると5年間延びるわけですので、最初の5年までの安全なもの未公示期間というものが若干延びることになりますが、それ以降については、順次公示されていくわけですから、大きな問題はないというふうに考えています。

一方で、より安全で、サステナブルな化学品の開発を進めることは足元の問題ではなく、ここまでやっておいたら十分であるという考え方でもなく、より安全なものを恒久的に追求していくというものです。即ち、5年やったからいいとか、10年やったからいいということではなくて、市場にあるものと比較して、より安全なものを常に求めていくということですので、検討いただく制度は、不断の努力を奨励する上で、事業者に対するインセンティブが継続的に働くような形で制度を考える必要があります。言わば、この2つは時間軸の違う、異なる視点のお話になります。ですので、ぜひそういった部分を考慮に入れ、御検討いただきたいというのが1点です。

それから、GFCの中では、これは戦略目的のDで取り上げられておりますが、その詳しい内容についてはここで申し上げますが、戦略目的Dの中には、いろいろな行動目標がございます。その一つは、事業者として企業価値ということで、先ほど御説明をいただきました内容もそのうちの一つかと思えます。

事業者としても、より安全なものを開発することは、化審法のみならず、広くGFCの中で求められる、企業価値に繋がる取組ということになりますので、真摯に取り組む必要がある、そういった部分も総合的な観点で御勘案いただけたらと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

では、早川委員、お願いできますでしょうか。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

事業者へのインセンティブの件なんですが、EUでは環境に優しい代替物質を開発することに対する研究費を、公的なものを補助するですとか、開発に向けたガイダンスを設けるということが行われているようなので、そういったことも参考になるのではないかと思います。

以上です。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。

では、事務局から御回答をお願いできますでしょうか。

○石津企画官 まず、名称公示に関して御意見をいただいていたかと思しますので、御回答させていただきます。

まず、大塚委員もおっしゃっていただいたとおり、この名称公示のほうを5年延長というのが、平成15年の化審法改正時に導入されております。その時点から現在に至りまして、少し経済の状況も変わっておりますので、この辺りの状況を勘案しながら、この名称公示までの期間の見直しに関しては進めていきたいと思っております。

また、須方委員から御発言がありましたとおり、一時的なものではなく、事業者への安全な化学物質の開発のインセンティブになり得るということで、より一層の安全な代替が促進されるということを考えられますので、こういったことも進めていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○長谷川室長 P F A S 関係について、幾つか御質問、御指摘いただきました。

小野委員からございましたように、書きぶりは誤解がないように修正したいと思います。

また、赤淵委員から、国が今行っている例えば血中濃度モニタリングなどの取組についてという御示唆もございました。非常にこの分野は動きが激しいものでございますが、これから取りまとめに向かってどのような感じで書けるか、再度検討してみようと思えます。

また、蒲生委員から事業者に対するインセンティブとして、事業者が市場で評価される仕組みという御質問がございました。これ、第2回検討会のときにも資料として御説明させていただいたものになるのですが、民間企業が関連する財務情報などを開示して、それが市場で評価される。このような取組が気候変動や生物多様性とならって、化学物質管理の分野でも進むことができないかというようなことを検討してございます。このようなことも一つの事例として、これから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○白石委員長 はい、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

今の部分、よろしいでしょうか。

それでは、全体を通じて、最後ですが、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、言い忘れたこと等ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

ありがとうございました。以上で、議題1に係る審議事項は終了とします。大変活発な御議論をありがとうございました。

それでは、議題2のその他ですけど、事務局から何かございますでしょうか。

○塚崎補佐 事務局でございます。

次回以降の開催につきましては、来年度以降を予定しております。日程調整につきましては、各省事務局から御連絡差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局で原案を作成し、出席委員の皆様にご確認いただきまして、各省ホームページに掲載する予定でございます。

本日は、機器のトラブル等で御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。若干議事が延びたことをおわび申し上げます。何か御質問等がございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の合同会議を終了といたします。ありがとうございました。

午後0時16分 閉会